

鳥取市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第 3 3 号

鳥取市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市国民健康保険条例施行規則（昭和 3 4 年鳥取市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

様式第 7 号、様式第 7 号の 2、様式第 7 号の 3、様式第 7 号の 4、様式第 7 号の 5、様式第 7 号の 6 及び様式第 7 号の 7 中「督促手数料及び」を「督促及び」に改め、「(督促手数料 円)」を削る。

様式第 8 号中

「

督促手数料	円
-------	---

」を「

--	--

」に、

「年 %に満たない場合」を「年 %の割合に満たない場合」に、「受取った」を「受け取った」に、「取り消しの訴え」を「取消しの訴え」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市国民健康保険条例施行規則の規定により作成され、又は使用されている用紙については、この規則の規定にかかわらず、当

分の間使用することができる。